

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成 13 年政令第 426 号）第 5 条中「第 38 条第 3 項」を「第 38 条第 3 項第 1 号」に、「第 38 条の 2 第 3 項」を「第 38 条の 2 第 3 項第 1 号」に改めることとする。

（第 5 条関係）